

2012年7月12日
(平成24年)

藤沢市石名坂温水プール指定管理者
公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 小野 晴 弘 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

秩父宮記念体育館・石名坂温水プール・秋葉台運動公園・鵜沼運動公園施設運営管理業務及び市との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2012年6月28日付けで諮問（第508号）された秩父宮記念体育館・石名坂温水プール・秋葉台運動公園・鵜沼運動公園施設運営管理業務及び市との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認め

られる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市石名坂温水プールは平成13年4月1日から財団法人藤沢市スポーツ振興財団が藤沢市から業務委託を請け、その他の市内スポーツ施設（秩父宮記念体育館・秋葉台運動施設事務所・鵜沼運動施設事務所）とともに管理運営に携わってきたが、平成18年4月1日からは藤沢市石名坂温水プール指定管理者として指定を受け、引き続き管理運営を行ってきた。その後、平成22年4月1日付けの財団統合により、新財団「財団法人藤沢市みらい創造財団」が業務を引き継いだ。そして、公益法人制度改革にともなう認可を受け、平成24年4月1日以降は「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」として業務にあたり、現在に至っている。

施設の管理運営の中で、プール場内に2台、多目的室1台、和室1台、会議室1台、2階通路（浴室動線部）1台、更衣室入口前1台、合計7台の防犯カメラを設置しているが、これまでは個人情報の保護の観点から、防犯カメラの画像は録画していない。

近年、プール更衣室内における窃盗（ロッカー荒らし）やロビーでの置き引き等の迷惑行為や、夜間の施設内への不法侵入などの事件が度々発生し、利用者から管理に対する苦情や意見が多く寄せられるようになった。このような状況を鑑み、平成24年4月に既存の防犯カメラの機器を更新するとともに、新たに1階ロビーに1台の防犯カメラを増設したが、このたび8月から録画機器を設置し、録画を行いたいと考えている。防犯カメラの画像を保存するにあたっては、本人以外のものから収集する個人情報であることから、条例第10条第4項の規定に基づき、今回の諮問に至ったものである。

なお、当該機器は画像をハードディスクに保存する方式をとっており、これはコンピューターを使用して行われる情報の蓄積であることから、条例第4条で規定するコンピューター処理に該当している。

不特定多数の方が利用される施設の管理者としては、利用者の安全を守る義務を果たす他、万が一事件が発生した場合には、早期解決に向けた最大限の協力が必要であると考えている。事件発生に際しては、司法警察職員としての職

務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により、防犯カメラによって撮影し、録画した画像（以下「防犯カメラ画像データ」という。）の目的外提供の依頼が想定できる。この場合、条例第12条第4項に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）に諮問しなければならない。ついでには、事件解決への迅速な対応のため、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合に、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って、運営審議会への諮問手続きを経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをしたいと考えている。

以上のことから石名坂温水プールの防犯カメラについて、本人以外からの個人情報の収集及びコンピューター処理並びに刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する包括的な取扱いをしたく、諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火の犯罪を防止するために行うものであり、あらかじめ本人の同意を得て収集する方法にした場合は、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存にあたり電磁的媒体としてはビデオテープもあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗が激しく画像の劣化等長期的な使用は困難となる。一方、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、当該コンピューター処理による方式にしたものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器であるハードディスク及び画像を複製するためのパソコンは、管理事務所に配置した所定のラックに固定することで持ち

出しを防止している。また、録画された画像をパソコンで操作を行う際にはパスワードの設定をしており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限している。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、及び「公益財団法人藤沢市みらい創造財団防犯カメラ運用基準」（以下「カメラ運用基準」という。）により、適正な管理を行うこととする。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の必要時の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する本財団の利益と合致するものである。

従って、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会において承認（答申第231号、答申第232号、答申第439号、答申第482号）を得ているスポーツ施設内に設置してある防犯カメラ及び録画機器と同様に、当該施設内で発生した窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火に係る照会で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限り、運営審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるという包括的な取扱をしたいと考えている。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外の提供については、「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」を定めている。

(5) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供す

ることに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等の照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に係る本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

平成24年8月1日

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ システムの機種

ウ システムの設置箇所

エ 公益財団法人藤沢市みらい創造財団防犯カメラ運用基準

オ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火の犯罪を防止するために行うものであり、あらかじめ本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会とは、当該施設内で発生した窃盗、器物損壊、住居侵入及び放火の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、実施機関では、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する実施機関の利益と合致するものであるとしている。

また、実施機関では、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手

段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って、当審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるという包括的な取扱をする必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

- (3) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、防犯カメラ画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等の照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査の遂行に支障をきたすおそれがある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクはビデオテープに比べ画像の蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であることから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策の措置を講じている。

- (ア) 録画機器であるハードディスク及び画像を複製するためのパソコンは、管理事務所に配置した所定のラックに固定することにより持ち出しを防止する。
- (イ) 録画された画像をパソコンで操作をする際には、パスワードの設定をし、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例及びカメラ運用基準により、適正な管理を行うこととする。
- (エ) 設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の必要時の検索・出力以外には、録画された画像は使用し

ない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上